



海外からの帰宅旅費

第 236 回

上田さん：みらい先生、お久しぶりです。5年間の予定で上海支店に赴任してから、あっという間に1年が経とうとしています。

みらい：そちらの生活には慣れましたか。

上田さん：おかげさまで毎日忙しく、充実した日々を送っています。プライベートでは、もうすぐ子供が産まれる予定です。

みらい：そうですか。おめでとうございます。それは楽しみです。

上田さん：ありがとうございます。そこで、今回の妻の出産に合わせて、日本に一時帰国しようと考えています。会社の規程によると、私のような海外赴任者は、1週間の休暇を取得することができ、また、往復の航空運賃を日本の本社が支給してくれることになっています。この制度を利用しようと思っっているのですが、この場合、日本で税金がかかることになるのでしょうか。

みらい：いわゆる「ホーム・リーブ旅費」のことですね。原則は、個人的な事情による旅費を会社が負担する場合、給与の支給とみなして課税することになります。ただし、特例がありまして、「日本で働く外国人」に対する「ホーム・リーブ旅費」については、一定条件のもと非課税とされます。これは、本国を離れて気候、風土、社会慣習等の異なる国で勤務するという労働環境に配慮するという趣旨によるものです。この趣旨に基づき、反対のパターンの「日本人の海外勤務者」についても同様に扱うものとされています。

上田さん：その一定の条件とはどのようなものなのでしょうか。

みらい：一定条件というのは、

- 1) 海外勤務予定期間が1年以上であること
- 2) 就業規則等に定めがあること
- 3) おおむね1年以上の期間を経過するごとの休暇のための帰国旅費であること
- 4) 経済的かつ合理的と認められる運賃等であること

となっています。

上田さん：私の場合、これらの条件に該当しそうですね。

みらい：ええ。ただし、上田さんの場合は1年以上の予定で海外に赴任していることから、日本の税務上は「非居住者」に該当します。上田さんは日本法人の役員ではありませんので、日本に一時帰国して勤務することがなければ、そもそも日本で給与課税されることはなく、たとえ「ホーム・リーブ旅費」が給与と判定されても、日本で税金はかからないのですよ。

上田さん：なるほど。私は100%上海での勤務ですので、いずれにしても、日本で給与課税されることはないということなのですね。

みらい：その通りです。ちなみに、一緒に帰国されるご家族の費用についても、日本の税務上は支給される本人と同様の扱いとなって、税金がかからないこととなります。今後のご参考になさってくださいね。

上田さん：はい、参考にさせていただきます。制度利用にあたって他に何か注意点はありますか。

みらい：こうした「ホーム・リーブ旅費」は、現地で課税される可能性があります。国によって制度が異なりますので、上海支店の総務の方に相談してみてください。

上田さん：はい、わかりました。いろいろと相談に乗っていただきありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

[本社：東京都中央区・国内9拠点]

現地法人

・中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)

JapanDesk

・ベトナム・シンガポール・台湾・香港

・中国(大連)・インドネシア・フィリピン

・米国(LA)・ミャンマー・カンボジア

URL : <http://www.miraic.jp/>